

金沢埋立第二処分場の維持管理記録(令和8年度)

最終更新: 令和8年9月18日

1埋め立てた廃棄物の各月ごとの種類及び数量

埋め立てた年月 単位:トン	令和8年										令和9年			合計 [t]
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
焼却灰等	---	---	---	---	---								0.00	
破碎不燃等	---	---	---	---	---								0.00	

※令和4年6月1日から、福島市大館山一鈴廃棄物最終処分場へ埋立開始。

2点検状況

○:異常なし ×:異常あり	令和8年										令和9年		
点検年月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
点検年月日	04月30日	05月29日	06月30日	07月31日	08月31日								
擁壁等	○	○	○	○	○								
遮水工	○	○	○	○	○								
調整池	○	○	○	○	○								
浸出水処理設備	○	○	○	○	○								
導水管等の防凍措置の状況	○	○	○	○	○								
必要な措置を講じた日													
措置の内容													

3最終処分場の残余の埋立容量

測定日	
残余容量(m3)	

4周縁地下水及び放流水の水質検査

採取場所 金沢第二埋立処分場 地下水 上流																												
項目	単位	基準値	技術上の基準で定める検査頻度	令和8年														令和9年										
				04月06日	04月20日	05月07日	05月20日	06月01日	06月15日	07月06日	07月21日	08月03日	08月17日															
				検査結果の得られた年月日	04月20日	05月08日	05月21日	06月04日	06月15日	06月29日	07月21日	08月05日	08月28日	08月31日														
塩化物イオン	(mg/ℓ)	---	月1回以上	380	380	380	400	390	380	390	390	380	410															
必要な措置を講じた日																												
措置の内容																												

採取場所 金沢第二埋立処分場 地下水 下流															令和8年										令和9年						
項目	単位	基準値	技術上の基準で定める検査頻度	04月06日	04月20日	05月07日	05月20日	06月01日	06月15日	07月06日	07月21日	08月03日	08月17日																		
採取した年月日				04月06日	04月20日	05月07日	05月20日	06月01日	06月15日	07月06日	07月21日	08月03日	08月17日																		
検査結果の得られた年月日				04月20日	05月08日	05月21日	06月04日	06月15日	06月29日	07月21日	08月05日	08月28日	08月31日																		
塩化物イオン	(mg/ℓ)	---	月1回以上	340	390	370	380	320	360	440	610	890	850																		
必要な措置を講じた日																															
措置の内容																															

採取場所 金沢第二埋立処分場 放流水																												
項目	単位	基準値	技術上の基準で定める検査頻度	令和8年														令和9年										
採取した年月日				04月06日	04月20日	05月07日	05月20日	06月01日	06月15日	07月06日	07月21日	08月03日	08月17日															
検査結果の得られた年月日				04月20日	05月08日	05月21日	06月04日	06月15日	06月29日	07月21日	08月05日	08月28日	08月31日															
水素イオン濃度	(mg/ℓ)	5.8～8.6	月1回以上	6.9	7.0	7.0	7.2	7.8	7.7	7.7	7.4	7.4	7.5															
生物化学的酸素要求量	(mg/ℓ)	40以下 ※	月1回以上	4.8	4.3	3.8	2.8	3.0	2.3	1.8	1.4	1.7	2.2															
化学的酸素要求量	(mg/ℓ)	40以下 ※	月1回以上	9.3	11	12	9.9	12	12	11.0	8.3	9.3	11															
浮遊物質	(mg/ℓ)	70以下 ※	月1回以上	検出せず	1.4	1.8	3.0	2.8	検出せず	6.0	5.0	8.3	6.4															
大腸菌数	CFU/ml	800以下	年1回以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
窒素含有量	(mg/ℓ)	60以下	年1回以上	15	16	10	14	22	13	13	14.0	7.5	17															
必要な措置を講じた日																												
措置の内容																												

基準値に※がついているものは県条例に基づく。

地下水の水質検査結果

採取場所 金沢第二埋立処分場 地下水 上流					
項目	単位	基準値	技術上の 基準で定める 検査頻度	令和8年	令和9年
採取した年月日				08月03日	
検査結果の得られた年月日				08月28日	
アルキル水銀	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
総水銀	(mg/ℓ)	0.0005以下	年1回以上	検出せず	
カドミウム	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
鉛	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
六価クロム	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
砒素	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
全シアン	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
ポリ塩化ビフェニル	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
四塩化炭素	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	0.004以下	年1回以上	検出せず	
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.04以下	年1回以上	検出せず	
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	1以下	年1回以上	検出せず	
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	0.006以下	年1回以上	検出せず	
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
チウラム	(mg/ℓ)	0.006以下	年1回以上	検出せず	
シマジン	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
ベンゼン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
セレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)	0.05以下	年1回以上	検出せず	
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
ダイオキシン類	(pg-TEQ/ℓ)	(1以下)	年1回以上	0.022	

*基準値は、ダイオキシン類以外については

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」に基づく。

*基準値欄の()に示す数字は環境基準。

*表中において検出せずとは、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。

*「ダイオキシン類」について 1回目が6/16採取、結果が得られた日は7/31

地下水の水質検査結果

採取場所 金沢第二埋立処分場 地下水 下流					
項目	単位	基準値	技術上の 基準で定める 検査頻度	令和8年	令和9年
採取した年月日				08月03日	
検査結果の得られた年月日				08月28日	
アルキル水銀	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
総水銀	(mg/ℓ)	0.0005以下	年1回以上	検出せず	
カドミウム	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
鉛	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
六価クロム	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
砒素	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
全シアン	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
ポリ塩化ビフェニル	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
四塩化炭素	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	0.004以下	年1回以上	検出せず	
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.04以下	年1回以上	検出せず	
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	1以下	年1回以上	検出せず	
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	0.006以下	年1回以上	検出せず	
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
チウラム	(mg/ℓ)	0.006以下	年1回以上	検出せず	
シマジン	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
ベンゼン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
セレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)	0.05以下	年1回以上	検出せず	
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
ダイオキシン類	(pg-TEQ/ℓ)	(1以下)	年1回以上	0.022	

*基準値は、ダイオキシン類以外については

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」に基づく。

*基準値欄の()に示す数字は環境基準。

*表中において検出せずとは、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。

*「ダイオキシン類」について 1回目が6/16採取、結果が得られた日は7/31

放流水の水質検査結果

採取場所 金沢第二埋立処分場 放流水					
項目	単位	基準値	技術上の 基準で定める 検査頻度	令和8年	令和9年
採取した年月日				08月03日	
検査結果の得られた年月日				08月28日	
アルキル水銀化合物	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	(mg/ℓ)	0.005以下	年1回以上	検出せず	
カドミウム及びその化合物	(mg/ℓ)	0.03以下	年1回以上	検出せず	
鉛及びその化合物	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
有機燐化合物	(mg/ℓ)	1以下	年1回以上	検出せず	
六価クロム化合物	(mg/ℓ)	0.2以下 ※	年1回以上	検出せず	
砒素及びその化合物	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
シアン化合物	(mg/ℓ)	0.5以下 ※	年1回以上	検出せず	
ポリ塩化ビフェニル	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	0.2以下	年1回以上	検出せず	
四塩化炭素	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	0.04以下	年1回以上	検出せず	
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	1以下	年1回以上	検出せず	
ス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.4以下	年1回以上	検出せず	
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	3以下	年1回以上	検出せず	
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	0.06以下	年1回以上	検出せず	
1,3-ジクロロプロパン	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
チウラム	(mg/ℓ)	0.06以下	年1回以上	検出せず	
シマジン	(mg/ℓ)	0.03以下	年1回以上	検出せず	
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	0.2以下	年1回以上	検出せず	
ベンゼン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
セレン及びその化合物	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)	0.5以下	年1回以上	検出せず	
ほう素及びその化合物	(mg/ℓ)	10以下 ※	年1回以上	0.50	
ふっ素及びその化合物	(mg/ℓ)	8以下 ※	年1回以上	検出せず	
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/ℓ)	100以下 ※	年1回以上	6.7	
ノルマルシン抽出物(鉱油)	(mg/ℓ)	1以下 ※	年1回以上	検出せず	
ノルマルシン抽出物(動植物油脂)	(mg/ℓ)	10以下 ※	年1回以上	検出せず	
フェノール類含有量	(mg/ℓ)	1以下 ※	年1回以上	検出せず	
銅含有量	(mg/ℓ)	2以下 ※	年1回以上	検出せず	
亜鉛含有量	(mg/ℓ)	2以下	年1回以上	検出せず	
溶解性鉄含有量	(mg/ℓ)	10以下	年1回以上	1.4	
溶解性マンガン含有量	(mg/ℓ)	10以下	年1回以上	0.02	
クロム含有量	(mg/ℓ)	2以下	年1回以上	検出せず	
燐含有量	(mg/ℓ)	8以下	年1回以上	1.2	
ダイオキシン類	(pg-TEQ/ℓ)	10以下	年1回以上	0	

*基準値は、ダイオキシン類以外については

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」、県条例に基づく。

ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に基づく。

*大腸菌数および窒素含有量、燐含有量の基準値は日間平均。基準値に※がついているものは県条例に基づく。

*表中において検出せずとは、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。

*「ダイオキシン類」について 1回目が6/16採取、結果が得られた日は7/31